平成２３年（再イ）第２号
岐阜県恵那市岩村町503番地１　ハーモニーヴィレッジ106号
再生債務者　磯村　光弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月25日
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２２年（再イ）第３３４号
京都府長岡京市開田２丁目９番22―303号ラルジュ天神通り303
再生債務者　湯淺いづみ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月25日
京都地方裁判所第５民事部再生係
平成２３年（再イ）第１４号
京都市南区久世中久世町３丁目11番地２
再生債務者　畑　裕美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月25日
京都地方裁判所第５民事部再生係
平成２３年（再イ）第１５号
大阪府泉南市新家3379番地の147
再生債務者　西谷　泰生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月25日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
平成２３年（再イ）第１号
和歌山市築港１丁目６番地の18
再生債務者　山下　吉史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月25日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（再イ）第１３２号
広島市佐伯区利松１丁目11番13―１号
再生債務者　尾崎　勝則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月25日
広島地方裁判所民事第４部
平成２２年（再イ）第３１号
山口市赤妻町10番15号　赤妻タウンハウス
再生債務者　中本　義孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月25日　山口地方裁判所

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 15 号
計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成23年５月23日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 23 年６月７日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
１、承認番号　第D1124号
２、名称　seca GmbH & Co. KG
３、住所　Hammer Steindamm 9―25, 22089 Hamburg Germany
４、特定計量器の種類　非自動はかり

１、承認番号　第D1125号
２、名称　上海寺岡電子有限公司
３、住所　中華人民共和国上海市金山区亭林鎮南金公路6058号
４、特定計量器の種類　非自動はかり

裁決の公告

東京弁護士会が平成22年２月２日に告知した同会所属弁護士　木村　和俊　会員（登録番号15860）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成23年５月10日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成23年５月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
平成 23 年５月 16 日　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成22年11月４日に告知した同会所属弁護士　吉川　彰伍　会員（登録番号13105）に対する懲戒処分（業務停止２月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成23年５月10日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成23年５月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
平成 23 年５月 16 日　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 23 年６月７日　熊本県教育委員会
１　失効した免許状
氏名　井坂　和義　本籍地　熊本県
生年月日　昭和46年11月28日
免許状の種類、教科、番号、授与年月日及び授与権者
⑴中学校教諭一種免許状　保健体育
平五中一第一五七号　平成６年３月24日
鹿児島県教育委員会
⑵高等学校教諭一種免許状　保健体育
平五高一第一〇三号　平成６年３月24日
鹿児島県教育委員会
２　失効年月日　平成23年５月10日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所不詳、氏名（自称）川村豊茂、生年月日（自称）昭和６年１月23日80歳、男性
上記の者は、平成23年５月８日午前８時48分、埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜948番地12白岡中央総合病院にて肺炎のため死亡した。
遺体は、平成23年５月17日に火葬し、遺骨は市で保管した。
お心当たりの方は、当市大宮区福祉課までお知らせください。
平成 23 年６月７日
埼玉県　さいたま市長　清水　勇人

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳（自称伊藤俊夫）、男性、年齢60歳位、身長170㎝位、体格肥満、右上腕部に花の筋彫りと左足のすねやや中央から右の部分に８文字ほどの入れ墨あり、背中の右肩から左脇腹方向にかけて長さ35㎝幅１㎝の傷跡あり、現金179,967円、財布、小銭入れ、小物入れ各１個を所持
上記の者は、平成23年３月28日に、台東区清川二丁目29番２号ニュータムラヤの一室で死亡しているところを発見されたものです。平成23年３月26日頃死亡と推定。
ご遺体は火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりの方は、当区福祉部福祉課まで申し出てください。
平成 23 年６月７日
東京都　台東区長　吉住　弘

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40歳から60歳の非常に痩せた男性、着衣は緑色のフリース、黒色のジーンズ、灰色のスニーカー、所持品は、現金５円、小銭入れ、寝袋、帽子、手さげ袋、新聞紙、袋入り乾電池、腕時計、軍手、携帯ラジオ、ベルト及び運動靴
上記の者は、平成23年１月21日午後１時26分、小田原市前川641番地先海岸砂浜で、寝袋に入ったままの状態で発見された。死亡時期は平成23年１月19日頃（推定）。
遺体は火葬に付し遺骨を保管していますので、心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てください。
平成 23 年６月７日
神奈川県　小田原市長　加藤　憲一